# 引上げ分の地方消費税の使途について

引上げ分の地方消費税収（予算科目：地方消費税交付金）については、消費税法第１条第２項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充当することとされていることから、本村では次のとおりとしています。

〔歳入〕

引上げ分の地方消費税交付金　95,415 千円

〔歳出〕

（単位：千円）

| （款） | （項） | （目） | 決算額 | 財源内訳 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| | | | | | 引上げ分の地方消費税交付金 | その他 |
| 民生費 | 社会福祉費 | 高齢者福祉費 | 39,079 | 4,676 | 28,596 | 5,807 |
| 民生費 | 社会福祉費 | 障害者福祉費 | 229,034 | 167,232 | 51,369 | 10,433 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 50,080 | 32,346 | 14,740 | 2,994 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 母子父子福祉費 | 1,830 | 976 | 710 | 114 |